

職員の給与に関する報告及び勧告

令和 2 年 1 0 月

鹿児島県人事委員会



人委第175号

令和2年10月26日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵 殿

鹿児島県知事 塩 田 康 一 殿

鹿児島県人事委員会委員長 西 啓一郎

職員の給与に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第 1	報 告	-----	1
第 1	職種別民間給与実態調査の概要	-----	1
第 2	職員の給与と民間の給与との比較	-----	1
第 3	人事院の報告及び勧告の概要	-----	2
第 4	職員の給与の改定	-----	3
第 5	給与勧告実施の要請	-----	3
別紙第 2	勧 告	-----	5

参考資料

- 1 職種別民間給与実態調査結果
- 2 人事院の報告及び勧告の概要

報

告

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるため、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の勤務条件や生計費などの諸事情について調査・検討を行っており、その概要については、次のとおりである。

第 1 職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間事業所の従事者の給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間の474事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された122事業所を対象に、人事院と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施した。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。この調査では、民間事業所における昨年8月から本年7月までの特別給の状況等を調査した。

他方、月例給に関する調査については、8月17日から9月30日までの期間で実施したところである。この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び教育関係等32職種について、本年4月分として個々の従事者に実際に支払われた給与月額等を調査した。

第 2 職員の給与と民間の給与との比較

1 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた給与等の特別給は、次表のとおり、所定内給与月額の4.44月分（昨年4.50月分）となっており、職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数を下回っていた。

項目	区分	民間事業所の従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1)
上半期 (A2)		311,563円
特別給の支給額	下半期 (B1)	671,026円
	上半期 (B2)	713,886円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$	2.15月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$	2.29月分
年間の支給割合		4.44月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは令和2年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数は、4.50月である。

2 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ、精緻に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した職種別民間給与実態調査の結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出することとする。

第3 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年10月7日、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行ったが、その概要は参考資料3ページのとおりである。

第4 職員の給与の改定

1 改定の基本方針

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の従事者の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、国家公務員の給与水準、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、職員の本年の特別給については、2のように取り扱う必要があると判断した。

なお、月例給については、上記第2の2の方法により算出した公民較差に基づき、必要な報告及び勧告を行うこととする。

2 改定すべき事項

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.50月）が民間の年間の支給割合（4.44月分）を上回っていることから、期末手当・勤勉手当の支給月数を0.05月ごとの区切りにより定める従来からの考え方にに基づき、職員の年間支給月数を4.45月に改定する必要がある。本年度については、12月期の期末手当を0.05月引き下げ、来年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する必要がある。

また、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様に改定する必要がある。

第5 給与勧告実施の要請

本年3月下旬以降の新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大は、我が国経済へ大きな影響を及ぼし、県内においても感染症の拡大により、景気は依然として厳しい状況にある。

このような中、職員にあつては、行政サービスを安定的に提供し、県民の安心・安全を確保するため、日々業務に精励しているところであるが、県民の期待と信頼に応えるべく、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

本委員会は、地方公務員法に定める情勢適応の原則を踏まえ、民間並びに国及び他の都道府県との均衡を図ることを基本として、毎年、この報告及び勧告を行っている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度が果たしている意義や役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請するものである。

勸告

別紙第2

勧 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第3号）を改正することを勧告する。

1 期末手当・勤勉手当に係る改定の内容

(1) 令和2年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、1の(1)については令和2年12月1日から、1の(2)については令和3年4月1日から実施すること。

参 考 资 料

1 職種別民間給与実態調査結果

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、①及び②に関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

(3) 調査機関

本人事業委員会及び人事院等

(4) 調査の範囲等

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 474事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から122事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第1表のとおりである。

ウ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表 県内民間の産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	109	10	10	12	52	25
農業，林業，漁業	1	0	0	0	1	0
鉱業，採石業，砂利 採取業，建設業	16	2	0	1	6	7
製造業	35	3	5	4	12	11
電気・ガス・熱供給 ・水道業，情報通信 業，運輸業，郵便業	24	2	2	3	14	3
卸売業，小売業	13	1	2	3	6	1
金融業，保険業，不 動産業，物品賃貸業	5	2	0	0	2	1
教育，学習支援業， 医療，福祉，サービス業	15	0	1	1	11	2

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1事業所、調査不能の事業所が12事業所あった。
- 2 調査対象事業所122事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1事業所を除いた121事業所に占める調査完了事業所109事業所の割合(調査完了率)は、90.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、
「宿泊業、飲食サービス業」、
「生活関連サービス業、娯楽業」、
「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第2表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部長級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規 模 計	%	%	%	%	%	%
	500人以上	61.0	39.0	61.0	39.0	59.0	41.0
	100人以上500人未満	53.9	46.1	47.4	52.6	44.0	56.0
	50人以上100人未満	61.5	38.5	66.7	33.3	65.9	34.1
	50人以上100人未満	70.1	29.9	64.2	35.8	63.3	36.7

2 人事院の報告及び勧告の概要

給与勧告

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]